

Togo Central

東郷中央

土地区画整理組合だより

2017.12

No. 10



【公園用地に移植する桜の大木】

師走の候、皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、組合事業に格別のご理解とご協力を賜り、まことにありがとうございます。

今年もいよいよ残りわずかとなりました。時間が過ぎる速さに驚くばかりです。

さて、現在、地区内では5件の工事が進められていて、施工範囲も和合ヶ丘・新池線、商業施設用地から南、東へと広がり、これまで順調に進捗しています。これも、皆様のご理解とご協力の賜物で、心より感謝申し上げます。

当組合事業におきましては、早期移転先となる宅地造成、商業施設の誘致に向けた道路築造等を急ぐ必要があることから、今後さらなる工事範囲の拡大、交通規制や騒音等、皆様にご迷惑をお掛けすることが多くなるかと存じます。施工に際しまして、近隣に事前の周知・説明等、十分に配慮するなかで、進捗を図って参りたいと考えておりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜るようお願い申し上げます。

理事長 近藤 教文

工事(3件)を発注しました



平成29年8月に発刊した組合だより（No.9）以降、10月に2件、12月に1件の工事を発注しました。工事概要及び施工者は次のとおりです。

①平成29年度道路築造工事（その2）

10月11日、10者による指名競争入札を行った結果、日本国土開発(株)名古屋支店が落札し、契約を締結しました。



＜工事の種類＞

① 1号調整池工

1号調整池西側部分を築造します。※東側は施工済

②水路工（雨水）・水路工（汚水）

建物移転の移転先となる街区・画地を中心に雨水・汚水ルートを整備します。

③道路築造工

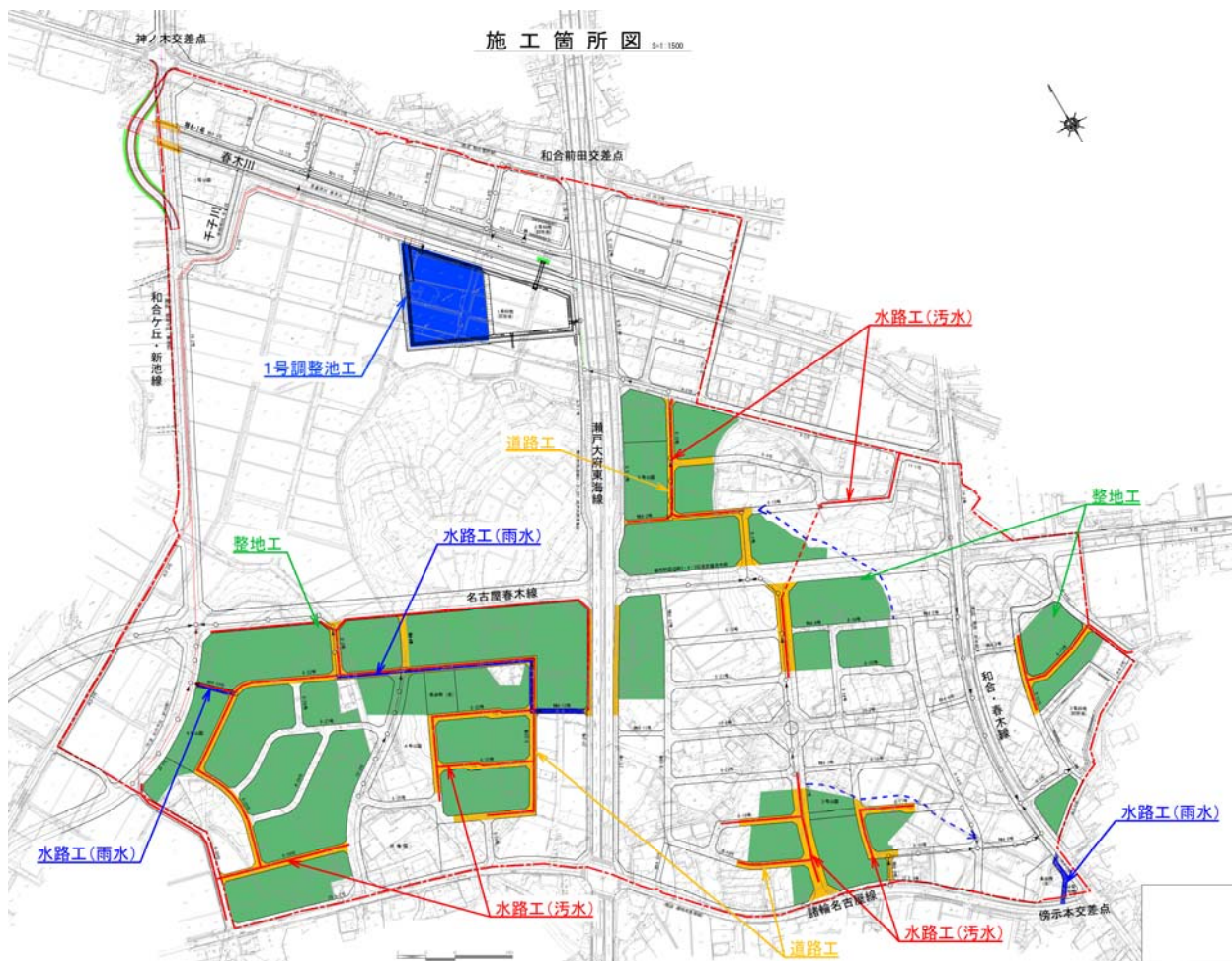
建物移転の移転先となる街区・画地の周辺道路を整備します。

④整地工

水路・道路工に伴い街区・画地ごとに整地します。

＜工期＞平成29年10月12日～平成30年3月30日

※今年度末の状況に応じて次年度への繰越しする可能性があります。



②橋梁等改良工事

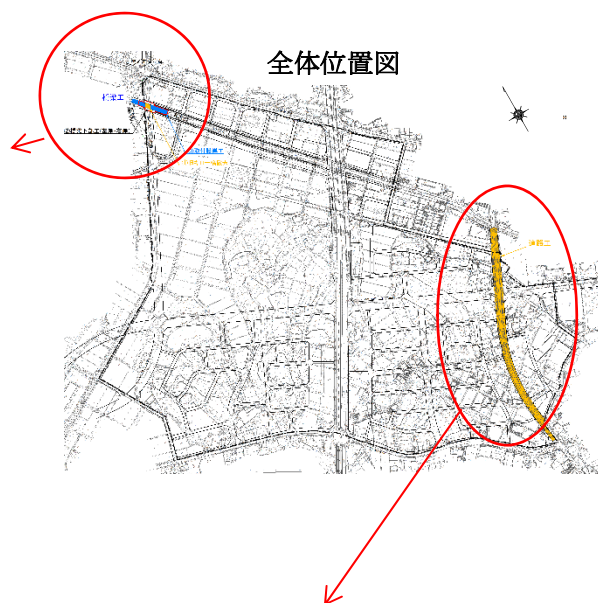
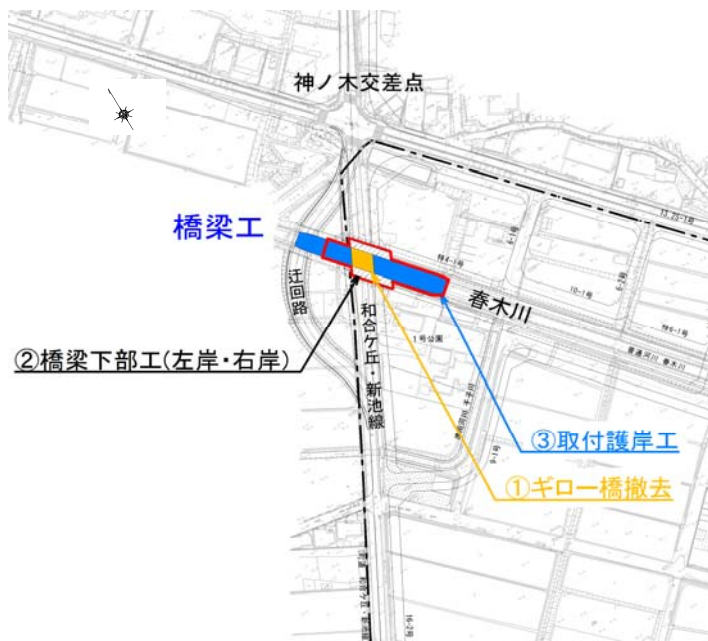
10月11日、10者による指名競争入札を行った結果、日本国土開発(株)名古屋支店が落札し、契約を締結しました。

＜工事の種類＞

①ギロー橋の撤去工 ②橋梁下部工（左岸・右岸） ③取付護岸工

＜工期＞

平成29年10月12日～平成31年6月28日



③道路改良工事

12月4日、7者による指名競争入札の結果、大林道路(株)三河営業所が落札し、契約を締結しました。

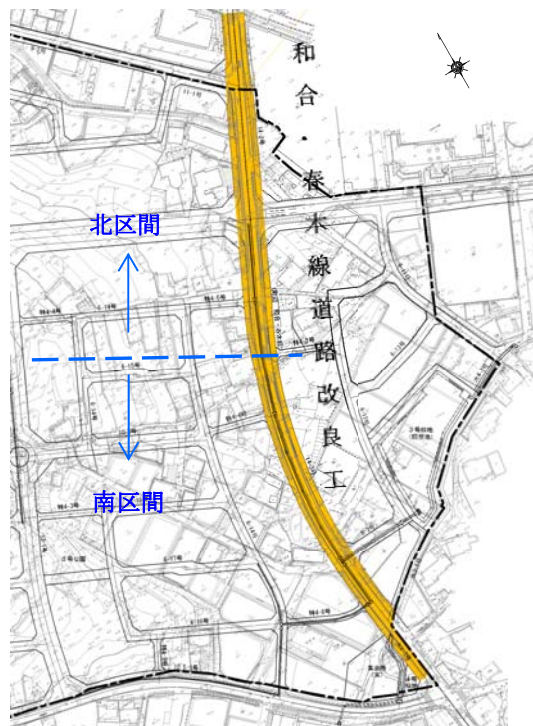
＜工事の種類＞

町道和合・春木線を幅員14mの道路に改良する工事です。北区間と南区間に分け、複数回に渡り、道路を切り替えながら施工します。

初期段階では、北区間において現道東側に仮設道路を築造し、南行車線を仮設道路に切り替え、新しい道路の南行車線となる部分を施工します。主要道路で、混雑することが予測されますが、ご理解、ご協力をお願いします。

＜工期＞

平成29年12月5日～平成32年3月19日



町道伊勢木1号線等の通行止め



①伊勢木1号線の一部区間は、平成30年3月19日以降、通行止めとなります。

②瀬戸田1号線の一部区間は、平成30年2月5日から通行止めを予定しています。

上記以外の道路も工事の進捗に伴い、安全確保の観点から通行止めとさせていただきますので、ご協力くださるようお願い致します。



工事の現場より



平成28年11月より施工しておりました平成28年度調整池等築造工事が完了し、12月5日に完了検査を行い、合格としました。施工期間：平成28年11月12日～平成29年11月30日



【仮設道路への切替作業】



【和合ヶ丘・新池線】



【春木川左岸側道路】

仮換地証明等の発行手数料について



仮換地の指定から県知事による換地処分（本換地）が行われるまでの間、土地売買、建築行為等を行う場合には**仮換地証明書**や**敷地該当地証明書**が必要になります。証明書を必要とされる方は、組合へお申し出ください。なお、証明書の交付申請には印鑑（認印）が必要です。代理人による申請は、土地所有者の委任状（組合指定様式）が必要となります。

発行手数料は次表のとおりです。



【手数料を徴収する事務の種別及び料金】

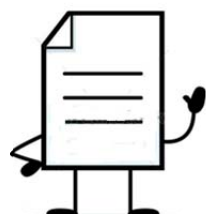
種 別	基本料金	追加料金	摘 要
仮換地証明	1 画地 5 0 0 円	1 画地ごとに 5 0 0 円	本人又は代理人 ※代理人は本人の 委任状が必要
敷地該当地証明	1 画地 5 0 0 円	1 画地ごとに 5 0 0 円	本人又は代理人 ※代理人は本人の 委任状が必要
保留地証明	1 画地 5 0 0 円	1 画地ごとに 5 0 0 円	
その他証明	1 件 5 0 0 円	1 件増ごとに 5 0 0 円	
各種図面等コピー	1 件（1 枚）1 0 0 円	1 件（1 枚）増ごとに 1 0 0 円	A 3 まで

注 1） 証明の形式をもっていなくても、文書をもって事実を証するものは、すべて証明とみなします。

注 2） 証明等は本人申請を原則とします。代理人により申請する場合は、本人からの委任状が必要です。
（委任状は組合指定様式とします。）

注 3） 国又は地方公共団体など公共性の高い団体等からの手数料は徴収しません。

注 4） 上記のほか、証明等の手数料について必要な事項は、理事会にはかり理事長が定めます。



届出のお願い



1）土地、建物の権利などを異動するとき（定款第 8 4 条）

組合からの重要な書類の発送や各種通知などを組合員にもれなく行う必要がありますので、次の場合は、必ず組合へ届出してくださいようお願いします。

- 1 土地、建物を売買したとき
- 2 相続、贈与等により所有権を移転したとき
- 3 抵当権、地役権、小作権、その他の権利を設定又は解除したとき

- 4 土地を分筆又は合筆したり、地積の誤謬^{ごびゅう}を訂正したとき
- 5 住所を変更したとき

2) 建築行為などが制限されます(土地区画整理法第76条)

建築行為など次のことを行う場合は、東郷町長の許可が必要となります。許可申請書には組合の意見書が必要となりますので、許可申請の前に組合と協議してください。

- 1 建築物、工作物(塀、車庫、よう壁、駐車場の舗装)等の新築、増築、改築
- 2 土地の形質の変更
- 3 移動が容易でない物(5 t 以上)を設置若しくはたい積するとき



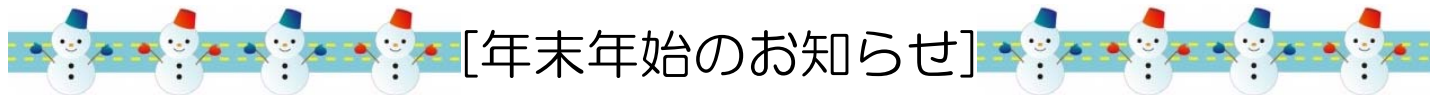
ご意見・ご質問は、お気軽に組合役員又は組合事務所までどうぞ！

住所：〒470-0162 愛知郡東郷町大字春木字北反田 1424 番地 1

TEL：0561-76-1720 FAX：0561-76-1722

メールアドレス：togochuo.kukaku1720@sage.ocn.ne.jp

❖❖月～金 午前9時～午後5時（正午から午後1時を除く）❖❖
土日祝日はお休みです。



次の期間休業とさせていただきますのでよろしくお願いします。

期間：平成29年12月27日(水)～

平成30年1月8日(月)

平成30年1月9日(火)より平常どおり業務を行います。



【春木川南側13m道路】



【完成した2号調整池】